特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	被災者台帳関連事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東神楽町は、被災者台帳関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

東神楽町では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、町が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を対っている。

被災者台帳関連事務では事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の 不正な利用等への対策として、契約書において個人情報取扱特記事項を付している。

評価実施機関名

北海道東神楽町長

公表日

平成27年12月28日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

連絡先

東神楽町(総務課)

_ 】									
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	被災者台帳関連事務								
②事務の概要	・東神楽町において災害が発生した場合において、災害被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する 必要があるときに、被災者の氏名、生年月日、性別、被害状況及び要配慮者に関する情報等を記録す る「被災者台帳」を作成する。 ・「被災者台帳」の作成に際しては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び番号法に従い、特定 個人情報を取扱う。								
③システムの名称	総合行政システム(住民基本台帳システム)、GISシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー								
2. 特定個人情報ファイル	名								
要配慮者情報ファイル									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番36の2								
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携								
①実施の有無	<選択肢>								
②法令上の根拠	番号法別表第二項番56の2								
5. 評価実施機関におけ	る <mark>担当部署</mark>								
①部署	東神楽町総務課								
②所属長	総務課長 助乗健治								
6. 他の評価実施機関									
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求								
請求先	東神楽町(総務課) 東神楽町南1条西1丁目3番2号 0166-83-2111								
8. 特定個人情報ファイノ	レの取扱いに関する問合せ								

東神楽町南1条西1丁目3番2号 0166-83-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		平成27年11月30日 時点						
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	平成	27年11月30日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明